



2025 年度第 3 回食・消費者委員会を開催しました！

2025 年度第 3 回食・消費者委員会では、10 月 30 日に千葉県消費者センターを訪問し、消費者行政、高齢者見守りについて懇談させていただきました。懇談には、始関曜子所長、田畑英典次長、沖本孝史副主査、榎谷かおる消費生活相談員、青木順子消費生活相談員が出席されました。生協連からは委員・事務局 8 名が参加しました。



左から始関さん、田畑さん、沖本さん

1. 千葉県消費生活センターの役割・国内や県内の消費者被害の状況について

講義① 千葉県消費者センターの役割と取組

千葉県消費者センター 副主査 沖本孝史さん

消費者センターは法律に基づき設置され、商品・サービスのトラブルや製品事故の相談窓口として、主に、相談者への助言、事業者とのあっせんによる解決支援、トラブル防止のための情報提供・啓発をおこなっています。県全体で年間約 5 万件の相談の内、60 代以降の高齢者の相談が約 3～4 割を占め、インターネット関連の相談が大幅に増加しています。

このような相談対応だけでなく、市町村の相談支援、啓発活動（YouTube 動画の制作・活用など）、商品テストなどもおこなっています。高齢者を支える見守り活動（行政連携を含む）を積極的に推進しています。

2. 最近の相談事例より

千葉県消費者センター消費生活相談員 榎谷かおるさん・青木順子さん

台風後の屋根工事や、分電盤や給湯器の点検・交換、トイレの詰まりなどのレスキュー商法など、不安をあおり高額な工事費で即時契約を迫る手口が流行しています。また、インターネット・デジタル関連では、定期購入や未成年者のオンラインゲーム課金が増えており、また暗号資産や SNS を介した投資詐欺は特に深刻で、被害額は数千万、数億円と高額になりがちで暗号資産の場合は被害回復が極めて困難です。

3. 生協の事例紹介と意見交換

参加した委員（生協）から、活動を通じた消費者問題への取組状況を報告しました。

- 地域活動の場で組合員同士が訪問販売などの被害について話題に上ることや、配達担当者による「見守り活動」をおこなっていることなどが、話されました。また組合員への消費者被害に関する啓発や、消費者課題の視点からの高齢者の見守り活動、「配達担当者の消費者被害に関する意識」を高める必要があるといった報告もありました。
- 懇談の中では、千葉県と生協連の間で進めている「広報媒体を通じた消費者問題の注意喚起」や「見守り活動」における連携を強化し、生協が持つ家計相談や生活費貸付などの場を利用するなど、消費者被害を多角的に防ぐためのさらなる情報連携と啓発活動が進められるのではないかと意見もありました。



まとめ・文責：事務局